

豊前国時枝領の支配とその構造

—天明期を中心として—

渡 辺 達 也

- 一 時枝領の成立と概況
- 二 知行所の支配と財政
 - (一) 年貢米からみた知行地経営
 - (二) 財政の逼迫と田口氏
 - (三) 知行地における田口氏の動向
- 三 むすび

一 時枝領の成立と概況

時枝領は、旗本小笠原氏の知行地である。元禄十一年（一六九八）中津城主小笠原長胤は、不行跡により封地を没収されたが、弟長宥が嗣子として時枝五、〇〇〇石の地を与えられ旗本となった。翌十二年豊前国宇佐郡時枝村に陣屋を定め、目代以下諸役人をおいて治め、幕末まで約一七〇年間にわたる。

「大宇佐郡史論」（小野精一著）には領地支配について次のように述べている。

歴代領主は江戸詰めで、小姓番頭、大番頭、或は大坂城代などを勤め、領民には唯一度も顔さえ見せたことはない。したがって領民とは何等の親しみもなかったし、何処から何処までが、自分の支配地か知らなかったであろう。顔さえ見せぬ親

しみのない領主で、何時何という方が替って立ったか、それさえ領民は知らずにいたらしい。領主は封地を治めるために、目代を年期交代で江戸から派遣したものである。目代で赴任した人の内で、澤渡氏とか光氏とかは中津から移封の時、旧臣として連れてきたものである。

天明九年と天保九年の巡見使には、領内のことについて、第一表に要約して示したように答えている。但し、当時すでに巡見も形式化し、治世視察の効果もうすれていたことから考えて、内容がどの程度正確であったか疑問である。

第一表 時枝領の概況

	天明九年（一七八九）	天保九年（一八三八）
本	五一九八石一五四	宇佐郡内
改	一七四三石三六七	下毛郡内
村	五〇〇〇石	〃
出	一九四一石五二一	〃
家	一一（宇佐郡内一〇・下毛郡内一）	〃
人	一〇九一	一〇一五
牛	四三四一（男二二四・女二一七）	四三〇三（二二〇一・二一〇二）
百	四一九（牛一〇七・馬三一二）	四四一（牛三三・馬四〇八）
姓	一五	上に同じ
寺	一二	〃
御	一一	〃
高	幕領の高家村浜辺	記録なし
貢	用人六（待分二・足輕四）	中奥御小姓
米	駿府御加番	
津		
出		
之		
蔵		
所		
陣		
屋		
役		
人		
の		
数		
方		
領		
主		
の		
役		
方		

なおこの場合の一か村とは、次の村を指す。

宇佐郡内一〇か村

時枝、猿渡、山下、元重、末、荒木、木部、中、黒、山袋

下毛郡内一か村

秣

これらの知行村落は、四か所に分散し、幕領や中津領と複雑に入りまじっている。特に、山下村枝郷の久々姥は、中津領との合村で、「田地人家山林入交り申候」とあり、いわゆる相給の様相を呈している。

本高は五、〇〇〇石だが、実際は七、〇〇〇石近い知行地である。また巡見使への報告が作爲的なものであったとすれば、さらに石高は多くなる。

「大日本近世史料、小倉藩人畜改帳三」によると、元和八年（一六二二）における同地域は、人口一、二七七人、牛馬數二二一匹（牛一六二、馬六九）であり、その後の変移を知ることができる。つまり天明九年まで一六〇余年間に人口は約三・五倍に増加し、その発展のあとを示しているが、その後の天保九年には僅かながら減少の傾向にある。これは飢饉による影響ではないだろうか。

領内の支配機構として、大庄屋・庄屋の制度があった。一五か村五、〇〇〇石の地を、川谷組八か村（上時枝、下時枝、荒木、猿渡、山下、上元重、下元重、末村）、深水組七か村（中村、黒村、山袋、木部、西秣、上秣、下秣）に二分し、各組に大庄屋を任じ、一五か村にそれぞれ庄屋をおいた。但し、天明九年（一七八九）に川谷氏が大庄屋を退役し、新たに田口氏が任命されたので、その後は田口組・深水組となった。

田口組八か村の家数は、第二表の通りである。

第二表 田口組家数

		末 村	上 元 重	下 元 重	山 下	猿 渡	上 時 枝	下 時 枝	荒 木	合 計
寛政十年(一七九八) 「被仰出書写」より	庄屋	1	1	1	1	1	1	※1	1	7
	組頭	3	1	2	3	1	2	2	1	15
	百姓	59	43	60	51	83	78	48	33	455
	その他						16			16
										493
享和元年(一八〇一) 「御触書人別御請印帳」より	庄屋	※1	1	1	1	1	1	1	1	7
	組頭	2	2	2	3	1	2	2	1	15
	百姓惣代	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	百姓	75	43	52	52	74	83	43	35	457
	その他						9			9
										496

註 ※は兼帯庄屋を示す。

二 知行所の支配と財政

江戸表への御仕送方役にあつた篠渡の田口氏は、庄屋及び大庄屋を勤めた領内の有力者である。その田口家に残る文書によつて知行所の支配と財政について考察することにする。

(一) 年貢米からみた知行地経営

「御年貢米請拂元帳」を中心に、天明期における年貢米のゆくえを辿つてみよう。

「御年貢請拂元帳」

天明元年辛丑一二月、御仕送方扣

米 二八七六石四三二五勺 當丑御取箇辻

内

三二〇四四三 七筆定御渡

但 大庄屋、小庄屋、山ノ口給、并寺社御渡方其外御蔵敷、御蔵番給、穢多牢舎番給

共ニ御陣屋御勘定帳ニ委記有、

五〇 三六三七 御陣屋定御扶持米并同所御用大小豆代共ニ御陣屋御勘定帳ニ委記有、

二一五 七六 同所年中諸入用御引當

右同断

三〇 御囲米

右同断

二三〇 五 御家中御給米

右同断

五五八 六六八

一五二

江戸廻し御膳米

一〇

江戸廻し御膳糯

三〇〇

同所御扶持米

二〇

大坂御役所定御扶持米

一二〇

同所年中諸御入用

但、銀六貫目分年々石二付五拾目定

七九五 二六五五六

丑ノ御年貢米ノ内米登 大坂拂

但、冬立江戸御下金并同所年賦御渡方其外大坂ニ而新古御借入之利銀御渡方共ニ銀方

御帳面ニ委細有之候、

一一二 七二二三四

右同断

但、丑之年御登米過ニ相成候故代銀同所ニ而寅ノ春分之内御仕向方江戸下シニ成ル、

一〇

同所へ御登せ高中津紙屋沖船頭勘四郎船之内代銀豊前納、

但、是ハ船中ニ而時氣ニ逢濡米ニ相成候故、大坂迄積登りかたく瀬戸内拂ニ仕候而代

銀如斯ニ願出候ニ付、寅年御仕送り方御勘定帳元ニ出ス、

一三八三 一八八八

大坂之請取書拾本

御陣屋御勘定帳ニ添有、

七六 七〇五四

右運賃米

但、五步五朱 請取書ハ御陣屋御勘定帳ニ添有、

五 九四九五

大坂登せ米年内積切、御褒美米 請取書ハ右同断

五 二二一

御積出拂之内千四拾石分 片米

紙屋藤蔵渡

請取書ハ右同断

〇 三二一

御登米并御拂米之内御積出シ之節小潮ニ付うと出賃、

八四七 〇一〇八

豊前拂

但、代銀御仕送方元帳ニ出ル、

小以 九三四 五七五七

右御年貢米請拂御勘定書面之通御座候、以上、

天明元年辛丑十二月

田口新左衛門 印

右之通御米方御勘定立会相調候所、相違無御座候ニ付、奥印仕御帳面差上申候、以上、

山下兵左衛門 印

山田興右衛門殿

萩原九郎兵衛殿

安達四郎右衛門殿

澤渡庄左衛門殿

山田丹下殿

天明九年 扣

米 二九三二石七七〇一勺 當申之御取箇辻

内

三二〇四〇九 七筆定引

但、大庄屋給、小庄屋給、山ノ口給并寺社御渡方其外御藏敷、御藏番給、穢多牢舎番

給共、尤御陣屋御勘定帳委有、

〇 五九二八 中村ニ渡

但、當秋半高用捨引願後レ之分、為御救書面之通被下之候、受取書有、

五〇 三六三七

御陣屋定御扶持米并同所御用大小豆代共、尤御陣屋御勘定帳委有、

二一五 七六

同所年中定諸御入用 御引當

三〇 御囲米

二二六 七五 御家中御給米

小以 五五五 五〇七四

一五 二 御膳米

一〇 御膳糰

三〇〇 御扶持米

六〇 御扶持米増

第三表 御年貢米請拂元帳の比較

	天明元年	天明九年
御取箇辻	2876 ⁶ .4325 ⁹	2932 ⁶ .7701 ⁹
七筆定御渡	32.0443	32.0409
御陣屋定御扶持米并大小豆代	50.3637	50.3637
御陣屋年中定諸御入用御引當	215.76	215.76
御用米	30.	30.
御家中御給米	230.5	226.75
小計	558.668	554.9146
江戸廻し御膳米	15.2	15.2
江戸廻し御膳糯	10.	10.
同所御扶持米	300.	360.
大坂御役所定御扶持米	20.	20.
同所年中諸御入用	120.	120.
小計	465.2	525.2
大坂拂	795.2655 ⁶	875.5942
	112.7232 ⁴	
小計	907.9888	
右運賃米	76.7054	78.1657
御褒美米	5.9495	6.0008
豊前拂	847.0108	892.197

以上の史料を要約すると第三表・第四表のとおりとなる。

八九二	〇	六	七八	八七五	一一〇	二〇
一九七	一〇五	〇〇〇八	一六五七	五九四二		
豊前拂	秋以来岸切欠	御褒美米	右運賃	大坂拂	同所	大坂御役所定御扶持米
					年中諸御入用	

第四表 御年貢米請拂元帳による經常收支の割合

	天 明 元 年		天 明 九 年	
	御取箇辻(A)	五千石に対する%	御取箇辻(B)	五千石に対する%
	2876.4325	57.5 %	2932.7701	58.6 %
	石 高	(A)に対する%	石 高	(B)に対する%
領内諸入用	558.668	19.4 %	554.9146	18.9 %
江戸諸入用	325.2	11.3	385.2	13.1
大坂諸入用	140.	4.8	140.	4.7
大 坂 拂	907.9888	31.5	875.5942	29.8
豊 前 拂	847.0108	29.4	892.197	30.4

この二つの「御年貢米請拂元帳」を比較すると、第三表で分かるように大きな差はみられない。したがって、これから天明朝における經常的な收支状況をかなり客観的にとらえることができる。

租率は、第四表に示したように、御取箇辻が知行地五〇〇〇石の約五八%に当たる。但し改出高（一九四一石五二一）を含めると約四二%になる。各村への割付けは不明だが、巡見使への報告（天明九年）によると、元重村四ツ五分二厘、猿渡村四ツ五分、山下村四ツ、木部村三ツである。しかしこれは改出高を含めてのこと、本高のみでもっと高免になるはずである。

庄屋給は甚だ低額であった。僅か三二石余を七人にどう配分したのか不明だが、何れにしても薄給である。それに対し、陣屋の役人には、その七倍もの給米が六人に分配された。

領主の直接収入は、大坂拂と豊前拂の一七〇〇余石の売却代銀と考えられ、御取箇辻に対して凡そ六〇%に当たる。これを銀高に換算すると、天明元年は八七貫七〇〇匁（石に付五〇匁替）、天明九年は一四貫九〇〇匁（石に付六五匁替）になる。

諸藩の大坂廻米量について、松本四郎氏は、次のように述べている。
（「日本経済史大系」四）

その石高にほぼ比例する一定量を移出して幕府貨幣を取得する。その比率は必ずしも一様なものではなく、……それぞれの諸条件に規定され

る。

更に松本氏は、文政年間における一〇万石以上の三〇藩をえらんで、石高に対する大坂廻米率を集約している。それによると、「総石高はば八〇〇万石に対して大坂廻米高は一三三六万石であり、石高に対する比率は一五・三〇一七・二%を示している」。またこの傾向は、「文政期以前においてもそう異ならなかったであろう」と推定している。

このことから考えると、時枝領の場合、大坂拂が五〇〇〇石に対して約一八%で、小領主ではあるが、諸大名の平均的な割合を大坂市場へ移出して、幕府貨幣を取得していたことになる。また豊前拂もほぼ同率を占めており、領国近在の盛んな経済活動を反映している。

領主にはこのほか、食料用の米が二五・二石送られており、自由に処分できただろう。また、扶持米の量から判断して、江戸に七〇八人、大坂に一〇二人の家臣を置いて知行地の経営にあたらせたものと思われる。

□ 財政の逼迫と田口氏

貨幣経済の進展により、商人層が成長していったのに対し、幕府をはじめ諸侯から旗本・御家人以下、何れも財政難に苦しんだ。特に旗本の財政は、その知行規模が小さいため大名に比べ、きわめて弱い状態にあった。

時枝領においても、借入金依存の経済操作がなされており、その窮状を察することができる。借金は例年のことで莫大な金額に達する。しかもその用途は、江戸大坂での借入については全く不明で、領国近在でのそれも、次に示すように具体性に乏しく明確ではない。

○無拠御臨時御入用ニ付

○江戸表御普請御入用ニ付

○江戸表御借用方御取片付御入用ニ付

第五表 金銀借入年表

	借 入 額	借 入 地
旧借分	金 1790両	江戸
安永2年	〃 550	〃
6	〃 250	〃
7	〃 1828.2歩	〃
	銀 72貫 120匁	大坂
	錢 655文	江戸
8	金 250両	〃
9	銀 51貫 834匁	大坂・豊前
10	〃 32.088.204	豊前
天明2年	〃 19.140	大坂・豊前
3	〃 7.140	豊前
4	〃 12.480	〃
5	〃 21.480	〃
6	〃 6.480	〃
7	〃 6.480	〃
8	〃 16.800	〃
寛政2年	〃 4.480	〃
3	〃 58.480	〃
4	〃 24.	〃
6	〃 9.	〃
7	〃 9.800	〃
8	〃 14	〃
9	〃 10	〃

○江戸表御仕送方御入用ニ付
 ○江戸表御入用ニ付
 ○江戸表御側御用人中々御内御用之由にて
 ○浜大手御勤番御入用ニ付
 ○駿府御入用ニ付

このように漠然としているが、何れも江戸の領主に関することがらで、財政の窮状を訴えているようでもある。

第五表、第六表は、それぞれ三つの史料をもとに借入金銀を、年代別、銀主別に整理したものである。

- 注 1 利息は、金：年2割、銀：年1割5分が最も多い。
- 2 次の三史料による。
 「江戸大坂御借入金銀扣帳」（安永9年5月改）
 「御仕送り方御新借證文留帳」（安永9年已来記し志らへ置書）
 「御借入銀證文留」（寛政3年）

第六表 銀主一覽表

	銀主	借入額
江戸	浅井屋 十兵衛	金 1790 両
"	鍵屋 清五郎	" 1150
"	鎰屋 清五郎	" 300
"	石崎 九郎左衛門	" 250
"	尾張屋 太郎兵衛	" 200
"	伊達 検校	" 150
"	三木 検校	" 104
"	藤木 平左衛門	" 100
"	荒川 官兵衛	" 30
"	津軽屋 徳兵衛	" 20
"	商店並びに職人	" 133.2 歩 . 錢 655 文
	菓代、大工、左官、家作屋、瓦師、材木屋、畳屋、簾朶屋、薪屋、 味噌屋、酒屋、豆腐屋、肴青物、紙屋、糸屋、合羽屋、木具屋、 足袋屋、桶屋、馬具屋、飼葉屋、菓子屋	
大坂	薩摩屋 惣兵衛	銀 57 貫 350 匁
"	油屋 次郎兵衛	" 24.115
"	天満屋 太右衛門	" 12.005
"	近江屋 助左衛門	" 12.
"	塩屋 松左衛門	" 12.
豊前	田口 治部蔵 (天明 3 年以降)	" 146.620
"	田口 新左衛門 (天明 2 年迄)	" 75.712.204
"	中津 三木屋	" 16.
"	住江 池田九郎兵衛	" 9.
"	元重平左衛門	" 6.
"	下村 藤左衛門	" 3.

註 次の三史料による。

「江戸大坂 御借入金銀扣帳」(安永 9 年 5 月改)

「御仕送り方御新借證文留帳」(安永 9 年 已來記し志らべ置書)

「御借入銀證文留」(寛政 3 年)

借入地は、安永年間において江戸大坂に多く、その後は領国近在に限られている。借入の条件や返済の方法についてはさ
まざまだが、いくつかの例をあげてみよう。

一 銀貳拾壹貫三百五拾目

但、此利月壹歩貳朱定

大坂薩摩屋惣兵衛方御借入、

證文大坂御役所方入置、

一 銀拾八貫匁

此利年壹割五分

田口治部蔵方御借入、

江戸表御借用方御取片付、

金三百兩代如斯、

預り申銀子之事

一 銀六貫目也、

但、年壹割五歩之利足

右者江戸表御仕送方御入用ニ付、中津ニ而口入被差出預り申処実正也、然ル上返済之儀者、当暮元利共可致返
弁候、為其仍而如件、

寛政八辰年二月 梶与市右衛門 印

田口治部藏殿

一金千七百九拾兩

浅井屋十兵衛方御旧借金高皆済迄年々米式百五拾俵宛可相渡筈、戌六月中證文相渡置也、

一金拾四兩

三木檢校無尽懸金

戊閏七月ろ亥正月迄滞之分

また、第六表にみられるように、各商店や職人への未拂い分もあり、日常生活の苦しい姿が浮き彫りにされている。返済は月賦年賦拂いが殆んどで、利息を含めると月々の支拂いも大きく、財政の遣り繰りに窮したことだろう。

「御仕送方御勘定帳」によると、天明九年一二月の収入は、年貢米代・諸運上等で銀六一貫余、そのうち借金の返済が二五貫六〇〇匁で収入の四二%にも達する。さらにその大半は田口氏の受け取り分である。

三 知行地における田口氏の動向

田口氏については、前述したように、早くから御仕送方を勤め、天明九年には猿渡村の庄屋から八か村の大庄屋に任命された家筋である。

第六表で示したように、豊前においては、この田口氏の融資額がきわめて多いが、この中には彼の口入によるところの寄

人・地主層からの資金も含まれている。しかし何れにしても、領主経済の維持にとって田口氏の存在は大きい。なお、注目すべきは、天明期以後領主を対象とした高利貸資本の性格を有するようになったことである。

このように領主財政の窮乏は、御仕送方にある田口氏の経済活動を大きく発展させた。その動きは、蔵米の処分をするかたわら、商品相場や世情の変化に敏感であったことから理解できる。次に田口氏の日記から、そのいくつかの例をあげてみよう。

閏六月

朔日 今日宗市船出帆御蔵米九拾石相渡ス、

二日 今日傳四郎出帆蔵米八拾石相渡ス、

十七日 今日布津辺御蔵米百石高田へ相渡候、治右衛門立會先方代銀九月切預り来ル、

二十日 今日天神丸宗市帰帆、春已来兵庫預ケ米等不残相片付帰ル、仕切銀貳拾壹(貫)メ目余持帰ル、

七月

十七日 今日傳四郎出帆、此節大豆下ノ関ニ而百六拾俵積、此方米積合せ遣候、右傳四郎船方徳作・作右衛門兩人瀬内ニ而古手調候積リニ而指遣候、近年古手甚拂底ニ御座候上、去ル六月朔日豊後竹田出火市中不残焼失ニ付、思入ニ而兩人遣候、荷物有之候間、正銀拾貫目持参

八月

二十四日 今日慶作・作右衛門帰国、古手五百余、もめん六百斗、新綿貳拾本程調へ参ル、伊豫地ニ而買申候、

(「日記帳」(抄)天明九年)

このように、蔵米に限らず、古手、もめん、綿の売買をするなど、商業資本としての動きもみられる。

ところで、寛政三年に大坂での蔵元との關係が断られたため、その後はすべて御仕送方の責任において蔵米が売り捌かれることになる。次の史料は、それを示すものである。

八月廿一日御陣屋^江出勤致候所、梶與市右衛門殿ヨリ被仰渡候ハ、大坂銀王薩摩屋惣兵衛御蔵元之義御断申出候ニ付、江戸表ニ而御役人様方御連談之上、豊前^ノ之御仕向ニ被遊度、治部蔵へ御米御蔵切ニ被遊候之間、定御入用ヲ引相残ル米千六百石ニ而江戸拜領^御入用千三百兩仕向候様、尤公務天災之節ハ御入用格別之義候間、兼而其旨相心得居候様被仰渡候、甚大造之義無覺束存候得共、御役人衆御連談之上、右之通被仰出候事故、無抛奉畏候旨御請申上引取、同廿九日出勤、此間被仰付候御受書^{下書}。差出申候、則左之通、

一 此度御仕送方之儀、來ル子年^ノ酉年迄十ヶ年之間私^江被仰付、右御引当として御取箇辻、凡式千八百石之御積り合之内ニ而、定御入用御引残米千六百石を以江戸表御暮方月次御雜用金千三百兩別紙御月割之通無遲滞御仕向仕候而、余金之分ハ私方は迄出銀仕置候利銀之内へ御渡被遊候旨、被仰渡奉畏候、勿論式千八百石之上御取箇相増候節^茂、一集御渡被遊、御当地大坂表御借用方御取扱之御入用之心得ニ被仰付奉承知候、尤御米取捌之義ハ何方ニ而も御直段宜方ニ而相拂、其先々仕切書取之請拂御勘定仕、帳面差上可申候、

一 於江戸表万々一天災并御公務ニ付御入用御出来之節ハ、私いヶ様共出精仕出銀仕候様被仰付奉畏候、乍併此儀ハ其御入用之向ニ方御金高等ニ御座候得者、私自力ニ而調達之所無覺束奉存候間、左様之節ハ乍憚御当役之御方様方御心添^茂被成下置候様御願申上置候、右天災御公務之外いヶ様之儀御座候共、御臨時御入用等ハ被仰付間敷趣堅被仰渡、是又^奉。承知候、右之段御請申上度、口上書差上申候、以上、

辛亥八月

田口治部蔵

梶與市右衛門殿

薩摩屋惣兵衛がなぜ拒否したのか不明だが、これ以後、田口氏が領主米の処分を一手に引き請けることになった。

当時、米の売り捌きには、下関・瀬戸内・大坂方面迄も積み出していた。また布津辺の御蔵所では、近隣の中須賀、尾永井、乙女、四日市、高田、香々地、中津、小祝などから、一九人の業者を集め入札を行なっている。これらの業者は、すでに豊前豊後において地場資本として成長し、領内外の需要に応じる存在となっていたのであろう。

田口氏自身は、弘化三年の記録ではあるが、「午之下作定米控帳」によると、次のような地主でもあった。

下作人 三八軒

下作地面積 三町五反八畝六歩

下作定米 四一石三斗六升五合

こうした地主経営が、財政窮乏下において、領主経済を支え、また商業資本としての活動をうらづけたものだといえよう。

三 むすび

以上天明期を中心に時枝領の支配構造を、財政面に則して検討した。

領主にとって最大の課題は、進行する財政難にどう対処するかである。しかるに、財政強化への積極的な政策はみられず、結局は借入金に依存し、その返済に苦しんだ。また、遠隔地に領地をもつ領主という特殊な事情から、在地の御仕送方（徴税請負人）への依存度が非常に強い。特にその傾向は、大坂蔵元との関係が断絶されて以降に著しく表面化する。領主財政の借入金が、江戸大坂から領国近在へ移行していくのも、その現象の一つである。

要するに、郷村の有力者である大庄屋を、御仕送方役として掌握編入することにより、知行地の支配と財政の強化をはかろうとしたのである。つまり田口氏は、知行村落にあっては大庄屋として各村を支配し、さらに農業生産においては地主と

しての地位にある。一方領主にとっては財政資金の調達者なのである。このような条件を背景として、田口氏は経済的に成長していったと考えられる。

次に今後の課題をあげて本稿のむすびとしたい。財政窮乏は、どんな形で農民に影響を与えただろうか。いわゆる農民の生活について、土地や租税、それに領主による法制支配の面からも検討を加えなければならぬ。これにより田口氏と農民の関係も明確になるであろう。また、在地の御仕送方は、その後どう変化発展していくのか、興味深い問題である。

本稿に用いた史料は特記しない限り宇佐市猿渡田口正治氏所蔵（大分大学名誉教授）のものである。史料閲覧を許された氏に深謝の意を表したい。

（宇佐市大字下高家 宇佐市立長洲中学校教諭）